

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は2017年6月9日「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」について、閣議決定を行った。

この中で、最低賃金について「年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。」「これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このため、最低賃金引上げに対応する個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行う。」としている。

2017年度の神奈川県最低賃金の水準は956円で2016年度と比べ26円上昇しているが、2017年度の水準を年収換算すると約199万円余りであり、いまだ十分とはいえない。

経済の好循環を確かなものにするためにはGDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。

よって政府等におかれては、2018年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に当たり、次の事項について実現されるよう要望する。

1. 経済の好循環実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
2. 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
 - ①国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
 - ②公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること。
3. 「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

神奈川県高座郡寒川町議会
議長 太田 真奈美

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
神奈川労働局長 三浦 宏二 殿